ACSES ニュースレター_２１５３号（2021 年８月５日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（12 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガス給湯付ふろがま(LP ガス用)で火災等〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・アルコール検知器、義務化へ　白ナンバー5 台以上の事業者対象〈Web 報道〉
・天ぷらで滑り客打撲、店側逆転勝訴　東京高裁「措置とる法的義務ない」〈新聞報道〉
・連鎖販売業者【リーウェイジャパン株式会社】に対する行政処分について〈消費者庁〉／「がんに効く」サプリは虚偽説明　マルチ商法に取引停止命令〈Web 報道〉
・AI と天気情報等の活用による熱中症発症数の高精度予測―熱中症発症数 AI 予測モデル開発の成功〈国立環境研究所〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 農薬
◇農薬「１-ナフタレン酢酸」に係る食品健康影響評価を公表しました〈厚生労働省〉
◇農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価を公表しました〈厚生労働省〉
◇農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価を公表しました〈厚生労働省〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[4] 健康安全
◇国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 302 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について〈内閣府消費者委員会〉
[6] 廃棄物関係
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 12 号）〈官報〉
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（環境省告示第 51 号）〈官報〉
[7] 温暖化対策関係
◇発電コスト、太陽光が最安に　経産省が 6 年ぶり見直し〈Web 報道〉
◇気候変動適応情報スマートフォンアプリ　「みんなの適応 A-PLAT+」公開のお知らせ〈国立環境研究所〉
◇国内 52 都市における脱炭素型 ライフスタイルの効果を定量化 ～「カーボンフットプリント」からみた移動・住居・食・レジャー・消費財利用の転換による脱炭素社会への道筋～〈国立環境研究所〉
◇東南アジアの泥炭・森林火災が日本の年間放出量に匹敵する CO2 をわずか２か月間で放出：旅客機と貨物船による観測が捉えた CO2 放出〈国立環境研究所〉
◇緊急事態宣言発令に伴う CO2 排出量の変化を東京住宅街において検出―大気観測に基づくエネルギー消費構造変化の評価―〈国立環境研究所〉

鷺草（サギソウ）

[8] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　２件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[10] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：２件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガス給湯付ふろがま(LP ガス用)で火災等
＜消費者庁　2021 年８月３日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025134/
　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210803_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
　（うち屋外式（ＲＦ式）ガス給湯付ふろがま（ＬＰガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
　（うち扇風機１件、エアコン１件、電動アシスト自転車１件、照明器具１件、マッサージ器（充電式）１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・アルコール検知器、義務化へ　白ナンバー5 台以上の事業者対象
＜共同通信　2021 年８月３日＞　https://nordot.app/795196514248114176?c=39546741839462401
　千葉県八街市で下校中の小学生５人が飲酒運転の大型トラックにはねられ死傷した事故を受け、警察庁が、自家用の「白ナンバー」の車を５台以上使う事業者に対し、アルコール検知器によるドライバーの飲酒検査を義務付ける方針を固めたことが３日、同庁への取材で分かった。必要な議論や手続きを経て道交法施行規則を改正する。
　事故を起こした大型トラックは自社の業務のために荷物を運ぶ白ナンバー。道交法では、白ナンバーを５台以上か、定員 11 人以上の車を１台以上使う事業者に、ドライバーを指導する安全運転管理者を置き飲酒や体調の確認を求めているが、検知器での検査は義務付けていない。

・天ぷらで滑り客打撲、店側逆転勝訴　東京高裁「措置とる法的義務ない」　　避けるの可能
＜朝日新聞　2021 年８月５日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP846QGFP84UTIL038.html
　https://www.asahi.com/articles/DA3S15000329.html
　スーパーの床に落ちたカボチャの天ぷらで足をすべらせひざを打撲したとして、利用客の男性が店側に約 120 万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が４日、東京高裁であった。平田豊裁判長は「店側に特段の措置をとる法的義務があったとは認められない」と指摘し、一審・東京地裁判決のうち店側の敗訴部分を取り消し、男性の請求を棄却した。
　昨年12月の一審判決は、店内の転倒事故の約2割が野菜くずなど落下物が原因とする消費者庁の調査をふまえ、「事故は異例ではない。総菜を床に落とすことは容易に予想できた」と店の賠償責任を認めた。

これに対し高裁判決は、総菜売り場は落下物が多い可能性があるものの、レジ付近通路に商品が落ちるのは「通常想定しがたい」と言及。さらにレジ付近の通路は見通しがよく、「混んでいても客が落下物を避けることは困難ではない」と結論付けた。

・連鎖販売業者【リーウェイジャパン株式会社】に対する行政処分について
＜消費者庁　2021 年８月３日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025106/
消費者庁は、「PURTIER PLACENTA」（パーティアプラセンタ）と称する鹿の胎盤（プラセンタ）が主成分であるとする栄養補助食品等を販売するリーウェイジャパン株式会社（本店所在地:東京都港区）（以下「リーウェイジャパン」といいます。）に対し、令和３年８月２日、特定商取引法第 39 条第１項の規定に基づき、令和３年８月３日から令和４年２月２日までの６か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
あわせて、消費者庁は、リーウェイジャパンに対し、特定商取引法第 38 条第１項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
また、消費者庁は、リーウェイジャパンの代表取締役である林汶鋒及びゼネラルマネージャーである陳建欣に対し、特定商取引法第 39 条の２第１項の規定に基づき、令和３年８月３日から令和４年２月２日までの６か月間、本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

・「がんに効く」サプリは虚偽説明　マルチ商法に取引停止命令
＜共同通信　2021 年８月３日＞　https://nordot.app/795250619874967552?c=39546741839462401
消費者庁は３日までに、サプリメントの連鎖販売（マルチ商法）を展開するリーウェイジャパン（東京）の会員が新規勧誘をする際、「がんに効く」などと虚偽の説明をして購入を持ち掛けたのは特定商取引法違反（不実告知）に当たるとして、同社に取引停止命令を出した。社長ら２人は業務禁止。期間はいずれも６カ月。２日付。
消費者庁によると、会員数は延べ約７万人で、昨年 12 月期の売上高は約 80 億円。会社は新規顧客を獲得した会員に報酬を支給していた。会員は勧誘する際「がんや糖尿病に効く」とうその説明をした上、「もうかる」「損はしない」と話し、確実に利益が出るように誤解させていた。

・AI と天気情報等の活用による熱中症発症数の高精度予測―熱中症発症数 AI 予測モデル開発の成功
＜国立環境研究所　2021年7月27日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210727/20210727.html
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年８月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7RkZrH2Yps4aH_dY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年８月３日版）
＜厚生労働省　2021 年８月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9AAAtWSBv9cDBq5Y

[対策・予防]

・コロナ、重症以外は自宅療養　政府、病床不足で方針転換
＜共同通信　2021 年８月３日＞　https://www.47news.jp/news/6612525.html
・自宅療養に転換、医療逼迫背景に　現場「急変対応できなくなる恐れ」
＜毎日新聞　2021 年８月３日＞　https://mainichi.jp/articles/20210803/k00/00m/040/395000c

・「自宅療養」政府方針、与党も自治体も批判

＜毎日新聞　2021 年８月３日＞ https://mainichi.jp/articles/20210803/k00/00m/010/372000c
・政府の方針急転、命に直結する問題　自宅療養どこまで
＜朝日新聞　2021 年８月４日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP837KGDP83ULBJ00H.html?iref=comtop_7_01

・１都３県共同メッセージ 旅行や帰省は中止 ワクチン接種を
＜NHK　2021 年８月４日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210804/1000068266.html

・軽症、無症状者も宿泊療養を維持　第４波の反省生かす大阪府の強化策
＜毎日新聞　2021 年８月３日＞　https://mainichi.jp/articles/20210803/k00/00m/040/342000c

・「ワクチン後感染」はエンデミックを阻む？ マスクはいつはずせるか
＜Forbes JAPAN　2021 年８月３日＞　https://forbesjapan.com/articles/detail/42647

◇入院優先の「重症」、どんな状態　軽・中等症との違いは
＜朝日新聞　2021 年８月４日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP8371VMP83ULBJ00F.html?iref=comtop_list_01
　新型コロナウイルスの感染者が急増している。政府は急増する地域で入院できる人を、重症者や重症化リスクの高い患者に限るよう都道府県に求める方針を決めた。では、重症者とはどんな患者なのか。
　厚生労働省は新型コロナウイルスに感染した患者を症状別に「軽症」「中等症Ⅰ」「中等症Ⅱ」「重症」の４段階に分類している。
　容体や、動脈の血液がどの程度酸素を運べているかを示す酸素飽和度などから、医療従事者が判断する。
　７月 30 日に更新された診療の手引によると、軽症は呼吸器症状がないか、せきのみで呼吸困難がない場合。ただし、急速に病状が進行することもある。
　中等症は呼吸不全の有無によって二つに分けている。「中等症Ⅰ」では、息切れのような呼吸困難や肺炎の所見がある。より悪化した「中等症Ⅱ」では、自力では肺から酸素を十分に取り込めない呼吸不全におちいっており、酸素投与が必要な状態だ。
　重症は集中治療室（ICU）に入室するか、人工呼吸器が必要になる。体外式膜型人工肺（ECMO（エクモ））を使う場合もある。この状態になると命の危険が迫っている。
　「新型コロナウイルス感染症の特徴は、いつ重症化するかわからないこと」との指摘もある。軽症や中等症と判断されても、その後の病状の変化を慎重に見ていきながら、状況に応じて適切に医療機関につなぐ体制の整備が喫緊の課題になっている。

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年８月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9gPVTxsV9ryJQ-xY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年８月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xjIyh1azjeUxNFxY
・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年８月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7BnPVQEP7KaTWbZY

・緊急事態地域にアストラ製　行革相、16 日から優先配分
＜共同通信　2021 年８月３日＞　https://nordot.app/795225720699092992?c=39546741839462401

・コロナワクチン、実用化にめど　塩野義製薬、年内にも最終治験
＜共同通信　2021 年８月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021080201218&g=eco

---

◇大学等関係

・必修の留学、オンラインで代替　コロナ下、広がる単位認定
＜朝日新聞　2021 年８月３日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14997671.html
新型コロナウイルスの世界的流行で昨年以降、「留学必修」をうたう大学の学生たちが渡航できない事態が生じた。代わりに、日本にいながら海外大の授業を受ける「オンライン留学」で単位を認める試みが広がっている。一方、ワクチン接種が進み、渡航再開に向けた動きも少しずつ見えてきた。
　■施設で２週間英語漬け／…

◇マスコミ報道　見出し

・日医会長、首相に全国への緊急事態宣言要請
＜共同通信　2021 年８月３日＞　https://nordot.app/795179651694166016?c=39546741839462401

・スコットランドも規制撤廃　９日から、コロナ感染対策

＜共同通信　2021 年８月４日＞　https://nordot.app/795387773408788480?c=39546741839462401

英北部スコットランドの行政府は3日、新型コロナウイルス感染対策の規制を9日からほぼ撤廃すると発表した。首都ロンドンを含むイングランドでは７月に同様の対応を取っており、英人口の約９割を占める地域が規制撤廃の対象となる。

スコットランドでは中小規模の集まりに伴う人数制限や、スポーツイベント、コンサートの開催に関する規制が原則なくなる。陽性者と接触した際の自主隔離措置も緩和される。公共交通機関でのマスク着用義務は続ける。

スタージョン行政府首相は「勝利を宣言するには時期尚早だ」と述べ、今後の状況によっては規制の再導入もあり得るとの考えを示した。

****

[3] ***農薬***

◇農薬「１-ナフタレン酢酸」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜厚生労働省　2021年7月28日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210519110

◇農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜厚生労働省　2021年7月28日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210519111

◇農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜厚生労働省　2021 年７月 28 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210519114

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年７月 27 日＞

http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[4] ***健康安全***

◇国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 302 号）

［官報］ 令和３年８月４日　号外　第 180 号　32～40 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210804/20210804g00180/20210804g001800032f.html

○厚生労働省告示第 302 号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和３年８月４日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

―改正点について、「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、省略し、改正の行われた「別表」の名称及び「項目名」のみ、掲載した。＜ACSES 事務局＞―

（傍線部分は改正部分）

この方針は、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成 25 年度から令和５年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

別表第一　健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

別表第二　主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標

⑴　がん
⑵　循環器疾患
⑶　糖尿病
⑷　ＣＯＰＤ

別表第三　社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標
⑴　こころの健康
⑵　次世代の健康
⑶　高齢者の健康

別表第四　健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

別表第五　栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標
⑴　栄養・食生活
⑵　身体活動・運動
⑶　休養
⑷　飲酒
⑸　喫煙
⑹　歯・口腔の健康

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について

＜内閣府消費者委員会　2021 年８月３日＞　https://www.cao.go.jp/consumer/content/000053543.pdf

１．次の品目は、新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。

・特茶 TOKUCHA

２．上記品目については、令和３年８月２日付で消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 12 号）

［官報］　令和３年８月４日　本紙　第 547 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210804/20210804h00547/20210804h005470002f.html

〇環境省令第 12 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の十第一項第一号及び第十五条の四の四第一項第三号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年８月４日　　環境大臣　　小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前

（無害化処理の内容の基準） **第六条の二十四の四**　法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二　（略） 三　受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。ただし、受け入れる一般廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の一般廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない一般廃棄物について第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。 四・五　（略）	（無害化処理の内容の基準） **第六条の二十四の四**　法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二　（略） 三　受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。 四・五　（略）
（無害化処理の内容の基準） **第十二条の十二の十六**　法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二　（略） 三　受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。ただし、受け入れる産業廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の産業廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない産業廃棄物について第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。 四・五　（略）	（無害化処理の内容の基準） **第十二条の十二の十六**　法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二　（略） 三　受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。 四・五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（環境省告示第 51 号）

［官報］　令和３年８月４日　本紙　第 547 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210804/20210804h00547/20210804h005470005f.html

○環境省告示第 51 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十六第三号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の七第一号及び第二号の規定に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和３年８月４日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象

規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（無害化処理の内容の基準） 第二条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第三号の規定により環境大臣が定める基準は、法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者により、無害化処理の用に供する施設に投入しない低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（法第十五条の四の四第一項第二号に規定する者が行う処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。）の全部に係る無害化処理が確実に行われることとする。 ２　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとする。	（無害化処理の内容の基準） 第二条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとする。
（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準） 第五条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。 一　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号八及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 イ　燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。 ロ　燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェ	（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準） 第五条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。以下同じ。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号八及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。 一　燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

ニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。	
二　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設に限る。）である場合には、規則第四条の五第一項第三号ロ（同号ロ⑴及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号ロ及び八並びに第三号の規定の例によるはか、燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。	二　燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。
（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準）	（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準）
第六条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。	**第六条**　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第四条第一項第七号（同号ロ⑴、⑵及び⑷並びにヌからカまでを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。
一　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条第一項第七号（同号ロ⑴、⑵及び沌並びにヌから力までを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。 イ　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。 ロ　イの温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 ハ　燃焼ガスの温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	一　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。
二　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉に限る。）である場合には、規則第四条第一項第八号ロ（同号ロ⑴及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七	二　前号の温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

号ヌからカまでを除く。）並びに第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。 （削る）	三　燃焼ガスの温度を速やかに第一号に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇発電コスト、太陽光が最安に　経産省が６年ぶり見直し

＜共同通信　2021 年８月３日＞　https://nordot.app/795236414884184064?c=39546741839462401

経済産業省は３日、2030 年時点の各電源の発電コストの試算結果を有識者会議で示した。７月に示した数値を具体化したもので、事業用太陽光の下限 8.2 円が最も安く、これまで最安だった原子力を下回った。脱炭素化に向けた再生可能エネルギー拡大に追い風となりそうだ。発電コストの見直しは６年ぶり。

試算は、発電設備を新たに更地に建設し運転した場合を前提に１キロワット時当たりの発電コストを算出した。太陽光はパネルなどの価格低下を背景に、事業用が 8.2～11.8 円、住宅用が 8.7～14.9 円となる。いずれも下限は 15 年の前回試算から４円前後下がった。

◇気候変動適応情報スマートフォンアプリ　「みんなの適応 A-PLAT+」公開のお知らせ

＜国立環境研究所　2021 年７月８日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210708-2/20210708-2.html

---

◇国内 52 都市における脱炭素型 ライフスタイルの効果を定量化

～「カーボンフットプリント」からみた移動・住居・食・レジャー・消費財利用の転換による脱炭素社会への道筋～

＜国立環境研究所　2021 年７月 19 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210719/20210719.html

---

◇東南アジアの泥炭・森林火災が日本の年間放出量に匹敵する CO2 をわずか２か月間で放出：旅客機と貨物船による観測が捉えた CO2 放出

＜国立環境研究所　2021 年７月 15 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210715/20210715.html

---

◇緊急事態宣言発令に伴う CO2 排出量の変化を東京住宅街において検出

―大気観測に基づくエネルギー消費構造変化の評価―

＜国立環境研究所　2021 年７月８日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210730-2/20210730-2.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

［公募結果、意見募集結果］

◇令和３年度「我が国循環産業の海外展開事業化促進業務」対象事業の選定結果について

＜環境省　2021 年８月３日＞　https://www.env.go.jp/press/109829.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 26 回）の開催について　　８月 10 日

＜環境省　2021 年８月３日＞　https://www.env.go.jp/press/109851.html

（１）瀬戸内海環境保全基本計画の変更について

（２）その他

・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第11回）　　8月6日

＜経済産業省　2021年8月3日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41386

1. バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について
2. 認証機関・海外政府ヒアリング

[開催記録、報告、資料等]

・「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ第18回会合（WGIA18)」の結果について　　7月8～14日

＜国立環境研究所　2021年7月20日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20210720-2/20210720-2.html

****

[10] ***その他***

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・唾液で迅速に大腸がん検査　慶応大、短時間で高精度に

＜共同通信　2021年8月3日＞　https://nordot.app/795030291580977152?c=39546741839462401

◇その他

・生理用品の無料配布、実施に地域差　最低は鹿児島の2%

＜朝日新聞　2021年8月4日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP835RH9P83UTFK010.html?iref=comtop_BreakingNews_list

経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」をめぐり、内閣府の男女共同参画局は3日、全国581の自治体が学校や役所で生理用品の無料配布などを実施(終了したものも含む)、または検討していると明らかにした。調査は7月20日時点。5月時点の255自治体から倍増しており、担当者は「問題の注目度が上がったため」と分析する。

各都道府県を通して、各自治体の取り組み状況を調べたところ、無料配布に防災備蓄の生理用品を活用する例が最も多かったという。各都道府県内での実施自治体の割合は広島が79%と最も高く、東京都が76%、神奈川県が74%と続いた。最低は鹿児島県の2%。北海道が4%、佐賀、長崎両県も5%と低かった。自治体間の「格差」が浮き彫りとなった形だ。

丸川珠代男女共同参画相は3日の会見で、「情報を参考にしながら地域の実情に応じて創意工夫を凝らした取り組みを進めてもらえるよう、さらに促していきたい」との考えを示した。

・夜間に学ぶ、大学「第二部」衣替え　名古屋工業大、合格時から就職支援担う

＜朝日新聞　2021年8月2日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14996030.html

********** 以上 **********